

# 各種手当や助成など

保護者の負担を軽減し、子育て世帯を応援！

■ 幼稚園以外に関すること 保育支援課 ☎0774-20-8732  
 幼稚園に関すること 学校教育課 ☎0774-20-8757

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料の無償化を実施しています。

施設・利用区分	対象年齢及び内容	
	3～5歳児	0～2歳児
保育所・認定こども園(2・3号認定)	無償化	無償化 (市民税非課税世帯に限る)
地域型保育事業		無償化 (市民税非課税世帯に限る)
幼稚園(新制度移行) 認定こども園(1号認定)	無償化(満3歳児含む)	
幼稚園(新制度未移行)	月額2万5,700円まで無償化 (満3歳児含む)	
幼稚園の預かり保育事業 <sup>(※)</sup> 認定こども園の一時預かり事業 (1号認定) <sup>(※)</sup>	3～5歳児 月額1万1,300円まで無償化 満3歳児 (市民税非課税世帯に限る) 月額1万6,300円まで無償化	
認可外保育施設 <sup>(※)</sup> 一時預かり事業(非在園児) <sup>(※)</sup> ファミリー・サポート・センター <sup>(※)</sup> 病児保育事業 <sup>(※)</sup>	月額3万7千円まで無償化	月額4万2千円まで無償化 (市民税非課税世帯に限る)
障害児通園施設	無償化	無償化 (市民税非課税世帯に限る)

※保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者(2・3号認定)以外で、保育の必要性があると認定を受けた利用者のみ無償化の対象となります。

## 令和8年4月に、市内2校目の施設一体型小中一貫校、「宇治西小倉学園」が開校しました!! /

令和8年3月をもって閉校を迎えた西小倉、北小倉、南小倉小学校は統合して「にしおぐら小学校」となり、令和8年4月から西小倉中学校と共に新たに「宇治西小倉学園」として開校しました。

小学校名：にしおぐら小学校  
 中学校名：西小倉中学校  
 学園名：宇治西小倉学園



こだわりの詰まった学校施設のうち、代表的な施設を紹介します

- ・メディアセンター(学校図書館)
- ・コモンズ
- 読書や調べ学習などに取り組める場として、2～4階のどの教室からも行きやすい学校の中心に設置しています
- 時間帯、形態を問わずみんなで様々な活動ができ、教師ステーションと一体的な空間により教師と児童生徒が気軽に関われる環境を創出します



## ◆制度概要と手続き

制度の詳細や必要な手続き等については、市ホームページを確認してください。  
利用される施設・事業によっては、給食費(主食費・副食費)や日用品・行事参加費などの実費負担が発生する場合がありますが、保育所・認定こども園・幼稚園の3~5歳児については、低所得世帯や多子世帯を対象として副食費の徴収免除・負担軽減給付を実施しています。

## 不妊治療費の一部助成制度

問 保健推進課健康企画係 ☎0774-22-3141(代) FAX0774-21-0408 ✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

不妊治療等を受けられた方の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成する制度です。

### ◆不妊治療等への助成

対象	宇治市に住所を有し、京都府内に1年以上お住まいの夫婦(事実婚を含む)		
助成額	自己負担額の1/2以内(上限額あり)		
申請期限	治療日の翌日から起算して1年以内		
治療項目	一般不妊治療等	治療内容	助成上限額
		保険適用の治療(タイミング法等、人工授精、体外受精、顕微授精等)	●保険適用治療のみの場合1年度につき6万円 ●先進医療も合わせて受診した場合1年度につき10万円
	先進医療(保険適用外)		
不妊症治療等	●不育症の原因を特定するための検査 ●不育症の治療 (いずれも保険適用のもの)		1回の妊娠につき10万円

### ◆特定不妊治療等への助成(京都府)

助成	「体外受精」「顕微授精」等の保険適用回数超過分と通院交通費
備考	詳しくは京都府のホームページもしくは山城北保健所保健課(☎0774-21-2192)までお問い合わせください。

## おたふくかぜワクチン予防接種費用助成

問 保健推進課健康企画係 ☎0774-22-3141(代) FAX0774-21-0408 ✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

おたふくかぜワクチン予防接種費用の一部を助成します。

対象	満1歳から2歳未満の幼児 ※おたふくかぜにかかったことのある幼児と既におたふくかぜワクチンの予防接種歴がある幼児は対象外
助成額	3,000円(対象者1人につき1回限り)
接種方法	予防接種協力医療機関に事前予約してください。 詳しい接種方法は市ホームページや10か月児健康診査のご案内に同封している接種案内をご確認ください。



## 入院助産制度

問 こども福祉課 ☎0774-20-8733

FAX0774-21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要する費用を助成するものです。

ご利用にあたっては、出産前に手続きをしていただく必要があります。また、所得、その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

所得階層により自己負担金が必要です。

## 未熟児養育医療

問 保健推進課健康企画係

☎0774-22-3141(代) FAX0774-21-0408

✉ hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

出生時体重が2,000g以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれた赤ちゃんについて、所得に応じ、入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。医療機関より「養育医療意見書」を受け取られたら、保健推進課まで申請してください。その後、養育医療券を交付します。

## 出産育児一時金

▶ 国民健康保険に加入されている方

問 国民健康保険課 ☎0774-20-8729

FAX0774-21-0406

✉ kokuho@city.uji.kyoto.jp

▶ それ以外の方

問 ご加入の健康保険窓口

加入している医療保険(健康保険・国民健康保険等)の事務を取り扱っているところが窓口です。詳しくは、加入されている各医療保険窓口にお問い合わせください。

- ◎妊娠85日以上の分娩であれば給付されます。
- ◎1産児を1分娩と認め、胎児数に応じて出産育児一時金の給付を受けることができます(双子なら2人分)。

※他に「出産手当金」の制度があります。詳しくは加入されている各医療保険の窓口にお問い合わせください。ただし、市町村の国民健康保険には出産手当金の制度はありません。

## 産前産後期間の健康保険料の減額

▶ 国民健康保険に加入されている方

問 国民健康保険課 ☎0774-20-8729

FAX0774-21-0406

✉ kokuho@city.uji.kyoto.jp

▶ それ以外の方

問 ご加入の健康保険窓口

加入している医療保険(健康保険・国民健康保険等)の事務を取り扱っているところが窓口です。詳しくは、加入されている医療保険の窓口にお問い合わせください。国民健康保険における産前産後期間の保険料の減額については以下のとおりです。

対象となる方	妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含みます)。
減額方法	出産被保険者のその年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から4ヶ月分を減額します。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3ヶ月前から6ヶ月分を減額します。

## 多子世帯支援事業

問 保育支援課 ☎0774-20-8732

FAX0774-21-0408

✉ hoikuka@city.uji.kyoto.jp

18歳未満(18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む)の子どもが3人以上いて、認定こども園・保育所(園)・小規模保育事業・家庭的保育事業を利用している子どもがいる世帯で、保育料の階層が一定以下の場合には第3子以降の保育料が減免(無料化)されます。減免を受けるためには申請が必要です。

詳しくは、保育支援課までお問い合わせください。



## 児童手当

問 こども福祉課 ☎0774-20-8733  
FAX0774-21-0408  
✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対象	高校生年代まで(18歳到達後最初に迎える3月31日まで)の児童がいる家庭
支給月額(所得制限なし)	①3歳未満 15,000円[第1子・第2子] 30,000円[第3子以降]※ ②3歳～高校生年代 10,000円[第1子・第2子] 30,000円[第3子以降]※ ※22歳年度末までの子について、その親等(児童手当受給者)の経済的負担がある場合は上の子としてカウント
支給月	各偶数月(前月までの分を支給)

※原則、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。さかのぼって受給できませんのでご注意ください。詳しくは市のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

## 子育て支援医療費支給制度

問 年金医療課 ☎0774-21-0413  
FAX0774-21-0406  
✉ nenkiniryō@city.uji.kyoto.jp

下記の負担で受診できるよう保険診療の医療費の一部を助成します。

区分	外来	入院
対象者	中学校3年生まで (令和8年9月～高校生年代まで拡充)	
概要	1か月1医療機関200円の自己負担で受診	

## 児童扶養手当

問 こども福祉課 ☎0774-20-8733  
FAX0774-21-0408  
✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対象	ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭など(状況により、対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。)
支給月額	所得や扶養親族数に応じ、手当が支給されます。ただし、請求者および同居の親族に所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。
支給月	各奇数月(前月までの分を支給)

支給月額	第1子	第2子以降 加算額
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給 (所得に応じて)	11,340円～ 48,040円	5,680円～ 11,340円

## 育児休業給付

問 ハローワーク宇治  8C  
☎0774-20-8609(部門コード 21#)

雇用保険加入者が対象で育児休業中もしくは短時就業中の方に支給されます。支給要件がありますので、詳しくは宇治公共職業安定所(ハローワーク)の窓口で確認をしてください。

各種手当や助成など

